

第10期松戸市高齢者保健福祉計画及び第9期松戸市介護保険事業計画 策定業務委託事業者評価基準

1 基本事項

第10期松戸市高齢者保健福祉計画及び第9期松戸市介護保険事業計画策定業務を委託する事業者を公募し、選考委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「第10期松戸市高齢者保健福祉計画及び第9期松戸市介護保険事業計画策定業務委託事業者 評価表」(以下、「別紙評価表」という。)に従い、採点を行う。

2 配点

評価項目に 150 点を配分し、満点を 150 点とする。

3 審査点の算出

第10期松戸市高齢者保健福祉計画及び第9期松戸市介護保険事業計画策定業務委託事業者選考委員会の選考委員は、別紙評価表に基づき、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の5段階で評価する。

審査点は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

4 評価の方法

- (1) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、評価表の重要度 A の項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となるときには、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者候補者を選考する。
- (3) 選考委員会の評価点の合計が全体の 6 割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。